広島市立広島市民病院 院内感染対策指針

第1目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応な ど広島市立広島市民病院(以下「当院」という。)における院内感染対策体制を確立し、 適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

第2 基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策の必要性、重要性を全医療従事者が把握し、この指針に則った医療が患者の皆様に提供できるよう取り組む。

第3 組織

- 1 院内感染対策委員会
 - (1) 院内の微生物の感染を積極的に防止し、あわせて衛生管理の万全を期すための事項を審議するため、院内感染対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
 - (2) 委員会の所掌事務等については、「広島市民病院院内感染対策委員会要綱」に定める。
- 2 感染制御チーム
 - (1) 院内やその地域内における感染対策の教育・研修、相談・討議、実施方法の適正化、 改善介入・決定、実践及び評価並びにサーベイランスなどを行うため、感染制御チーム(以下「ICT」という。)を設置する。
 - (2) ICT の所掌事務等については、「感染制御チーム要綱」に定める。

第4 職員研修

- 1 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ること を目的に実施する。
- 2 職員研修は、年2回程度全職員を対象に開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- 3 研修開催結果は、記録・保存する。

第5 院内感染発生状況の報告

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。次の各号に掲げるサーベイランスの情報は、委員会に報告するとともに、当院部長会を通じて全職員へ周知する。

- (1) 分離菌状況、MRSA の分離状況、薬剤感受性率に関するサーベイランス
- (2) 特定抗生物質使用量に関するサーベイランス
- (3) 手術部位感染に関するサーベイランス
- (4) 呼吸器関連、ライン関連感染に関するサーベイランス

第6 院内感染発生時等の対応

集団院内感染(アウトブレーク)が発生又は発生が疑われる場合は、速やかに ICT、委員会委員長、病院長へ報告するとともに、院内各部署へ情報提供し感染拡大防止に努める。ICT は、当該部署と協力して初期対応、原因菌の特定、感染拡大抑制に努める。情報提供は、感染が終息するまでリアルタイムに行う。

第7 患者等への情報提供・説明

- 1 本指針は、当院ホームページに掲載するとともに、患者及びその家族から閲覧の求めがあった場合はこれに応じるものとする。
- 2 疾病について十分な説明を行うとともに、感染防止の意義及び基本についても説明し、 理解を得た上で協力を求める。

第8 その他の院内感染対策の推進

- 1 職員は、自らが院内感染源とならないよう、定期健康診断を年1回以上受診し、健康 管理に留意するとともに、病院が実施するB型肝炎、インフルエンザ等ワクチンの予防 接種に積極的に参加する。
- 2 職員は、「院内感染対策マニュアル」に沿って、手洗いの徹底など感染対策に常に努める。
- 3 「院内感染対策マニュアル」は必要に応じて見直し、改訂結果は職員に周知徹底する。

附則

本指針は平成20年4月1日から適用する。

附則

この指針は、平成21年2月4日から施行する。